

(長期方針)

効率的なアクセス業務の在り方について

2019年 1月 25日
広域系統整備委員会事務局

■ 効率的なアクセス業務の在り方について

【経緯】

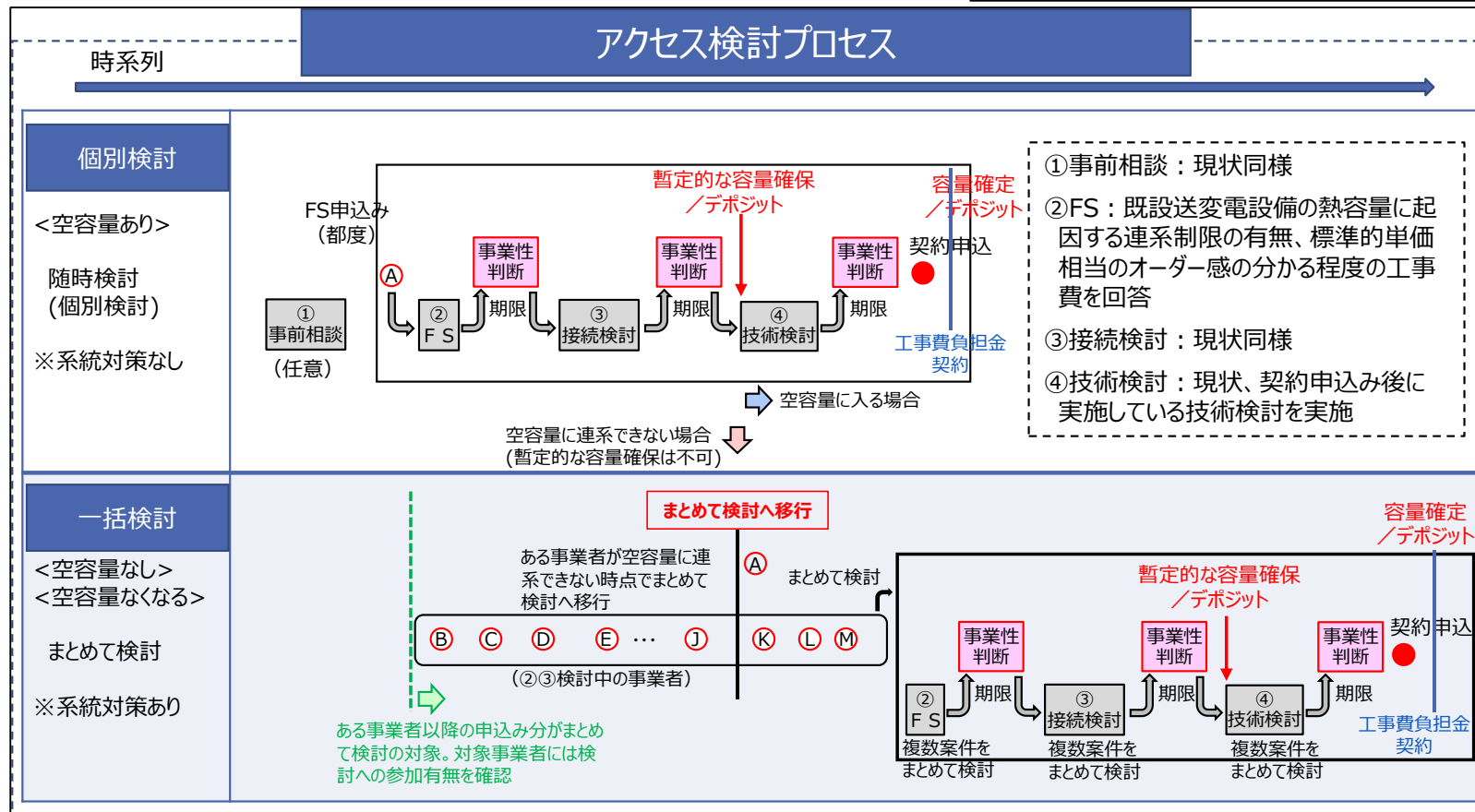
- 第24回広域系統整備委員会（2017年6月26日）
- 第25回広域系統整備委員会（2017年8月4日）
- 第26回広域系統整備委員会（2017年9月26日）
- 事業者ニーズ調査アンケートの実施（2017年10月）
- 第29回広域系統整備委員会（2018年1月15日）
- 第31回広域系統整備委員会（2018年3月9日）
- 第36回広域系統整備委員会（2018年9月26日）
- ✓ 現行の電源接続案件募集プロセスにおける実態と主な課題を示し、改善策の方向性を整理した。併せて、一括検討への適用するにあたって改善策の概要案を示した。
- ✓ アクセス検討プロセスの予見性に関する情報について整理した。

【今回ご説明及びご議論頂きたい事項】

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. アクセス検討プロセス フロー（案） | ・・・スライド 3～ 5 |
| 2. 個別検討 | ・・・スライド 6～12 |
| 3. 一括検討 | ・・・スライド 13～34 |
| 4. 事業性判断の早期化対応について | ・・・スライド 35～39 |
| 5. まとめ | ・・・スライド 40～41 |
| 6. 今後の検討スケジュールについて | ・・・スライド 42～43 |

1. アクセス検討プロセス フロー（案）

第31回広域系統整備委員会資料より抜粋

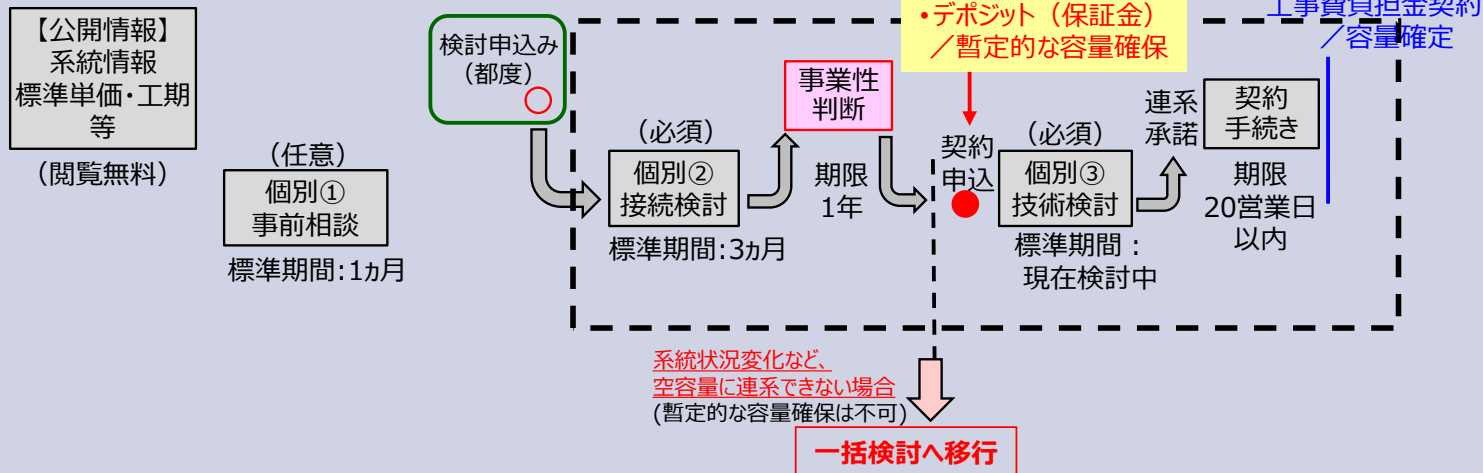


今回、過去委員会にて提案した素案をベースに、これまでの実務上の課題等を踏まえた詳細な業務フローを検討し、取り纏めた。次スライド以降に示す。

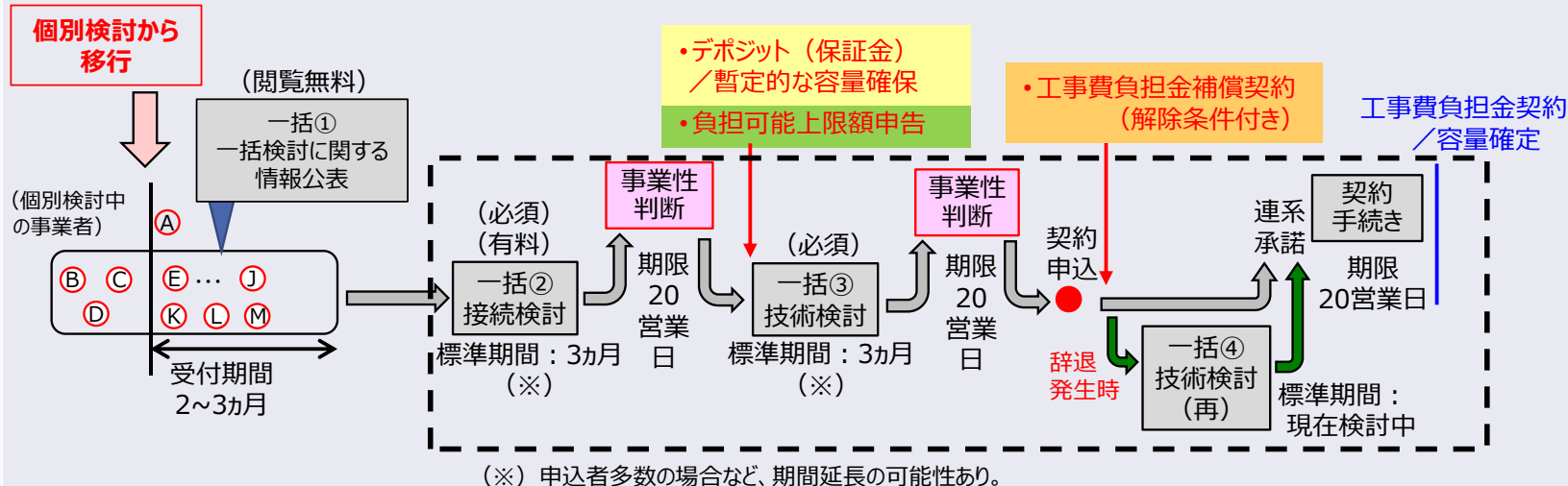
- 実務における課題への方策を踏まえた新たなアクセス検討フロー案の概要を以下に示す。（詳細は次項以降）

アクセス検討プロセス 業務フロー（案）

個別検討



一括検討



2. 個別検討

◆ 現行『随時検討（通常検討）』に関する課題に対する方策案を以下に示す。

課題点	対応方針と方策	詳細頁
1. 系統容量の空押さえ	《系統容量の有効利用》 厳正な系統容量の空押さえ対策を目指す。 ➡ 【方策①】 デポジット（保証金）制の新規導入 【方策②】 空押さえ時の容量解放ルールの標準化・明確化	8～12

アクセス検討プロセス【個別検討】 フロー（案）

個別検討

【公開情報】
系統情報
標準単価・工期
等
(閲覧無料)

(任意)
個別①
事前相談
標準期間:1ヵ月

接続検討
申込み
(都度)

(必須)
個別②
接続検討
標準期間:3ヵ月

事業性
判断
期限
1年

方策①・②

・デポジット（保証金）
／暫定的な容量確保

(必須)
個別③
技術検討
標準期間：
現在検討中

連系
承諾

契約
手続き
期限
20営業日
以内

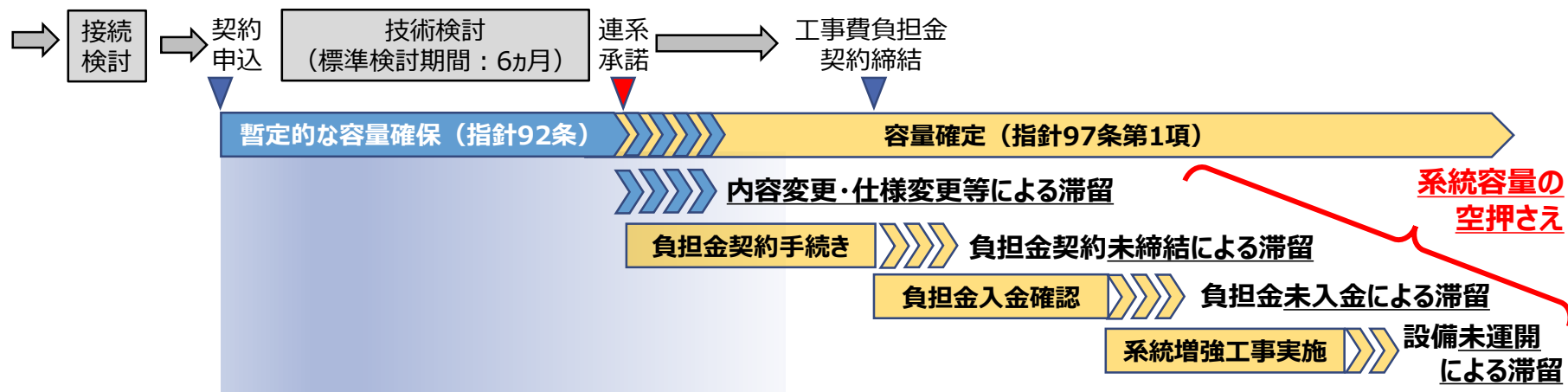
工事費負担金契約
／容量確定

系統状況変化など、
空容量に連系できない場合
(暫定的な容量確保は不可)

一括検討へ移行

【現状と課題】

- ✓ 現行ルールでは契約申込みを行うことで、無償にて、容易に系統容量を押さえることができる。
- ✓ 一方でその容易さから、不当な確保（空押さえ）と見做されるケースも散見される状況。
《空押さえの主な事例：申込内容の変更や連系設備の仕様変更 等》
- ✓ 系統容量の空押さえは、系統の有効利用を妨げ、不要な系統増強対策の原因となり得る。

【現状の空押さえ状況イメージ】

2. 個別検討

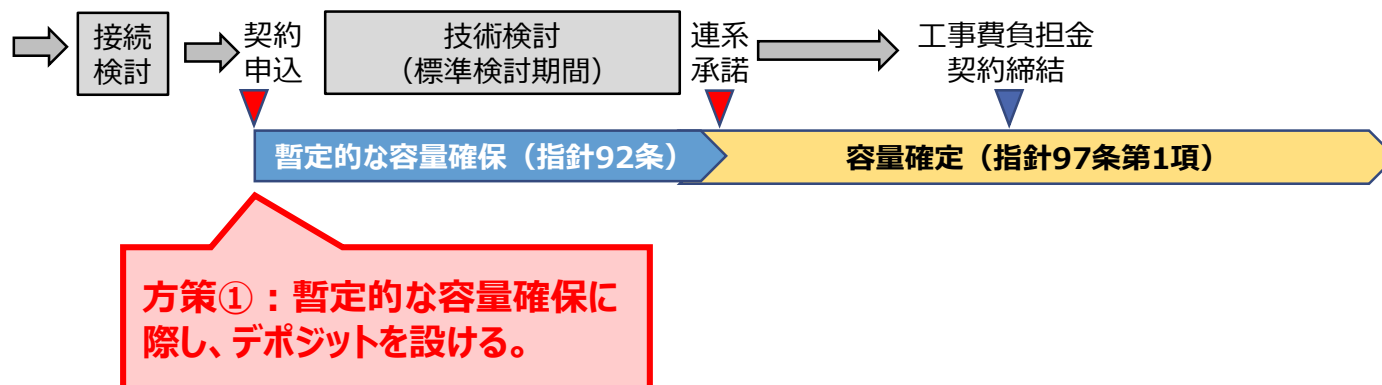
(課題「1. 系統容量の空押さえ」に対する方策検討)

9

◆ 【方策①】デポジット（保証金）制の新規導入 について

- 「系統容量の確保」の重要性を考慮し、**暫定的な容量確保に対する対価として、容量確保時にデポジット（保証金）を設ける仕組み**とする。
- 個別検討での**デポジット額は、工事費負担金をベースとした一定割合の金額**とし、その割合については現在検討中。

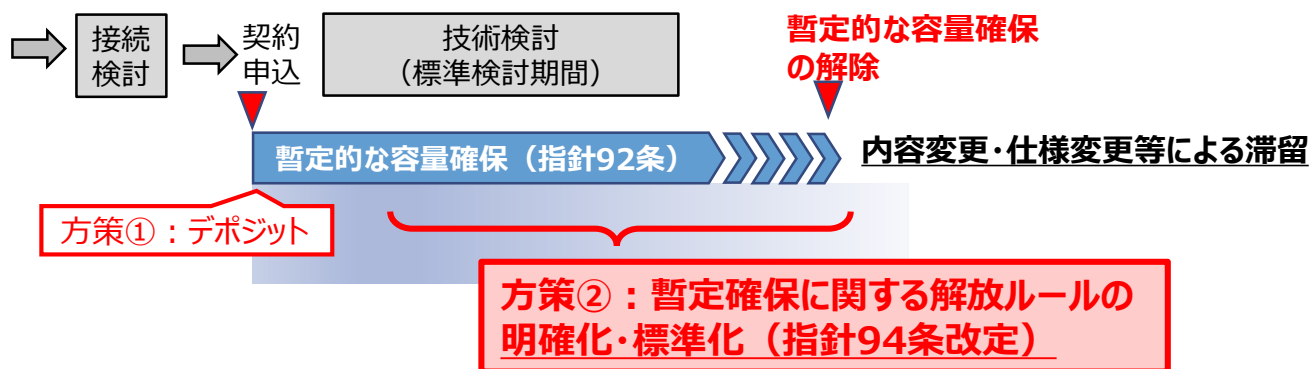
【方策①デポジット制の導入イメージ】



◆ 【方策②】空押さえ時の容量解放ルールの標準化・明確化 について

- 現在、確定した系統容量に対する解放ルール（指針第97条及び105条）について、「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」で議論されており、今年度内に改定予定。
- 暫定的に確保した容量についても上記同様、解放ルール（指針第94条）における期日等の明確化及びその手続きの標準化を図る。
- 解放ルールの改定案については、今後検討予定。（参考として、次スライドに現行指針抜粋を掲載）

【方策②容量解放ルールの改定イメージ】



2. 個別検討

(課題「1. 系統容量の空押さえ」に対する方策検討)

11

(参考) 送電系統の容量確保の取消し(現行：指針第94条) ※今後、改定案検討予定。

第94条(送電系統の容量確保の取消し)

一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 系統連系希望者が、発電設備に関する契約申込みにおける最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合(契約申込みを取り下げた場合を含む。)
- 二 一般送配電事業者が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合
- 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合
- 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合
- 五 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合

期日等を明確化し、より実行性の高い表現へ見直し予定。

2. 個別検討

(課題「1. 系統容量の空押さえ」に対する方策検討)

12

(参考) 確定した系統容量の解放ルールの改定案 (指針97条第2項および105条) (改定箇所: 下線部)

(送電系統の容量の確定)

第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答 (以下「連系承諾」という。) である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。

- 一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合
- 二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合
- 三 第105条第1項第2号から第5号に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。

- 一 第97条第2項第1号および第2号に基づき送電系統の容量を取り消された場合
- 二 接続契約が解除等によって終了した場合
- 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合
- 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更 (但し、軽微な変更は除く。) する必要がある場合
- 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調 (海域の占用が認められない場合を含む。) 等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。

暫定的な容量確保
(指針92条)

系統容量確定 (指針97条第1項)

指針97条第2項 (確定容量の取り消しに関する記述) 及び指針105条 (連系承諾後に連系を拒むことができる理由) を明確化し、容量解放の手続きを標準化する。

※ 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会にて既に議論 ⇒今年度内改定予定。

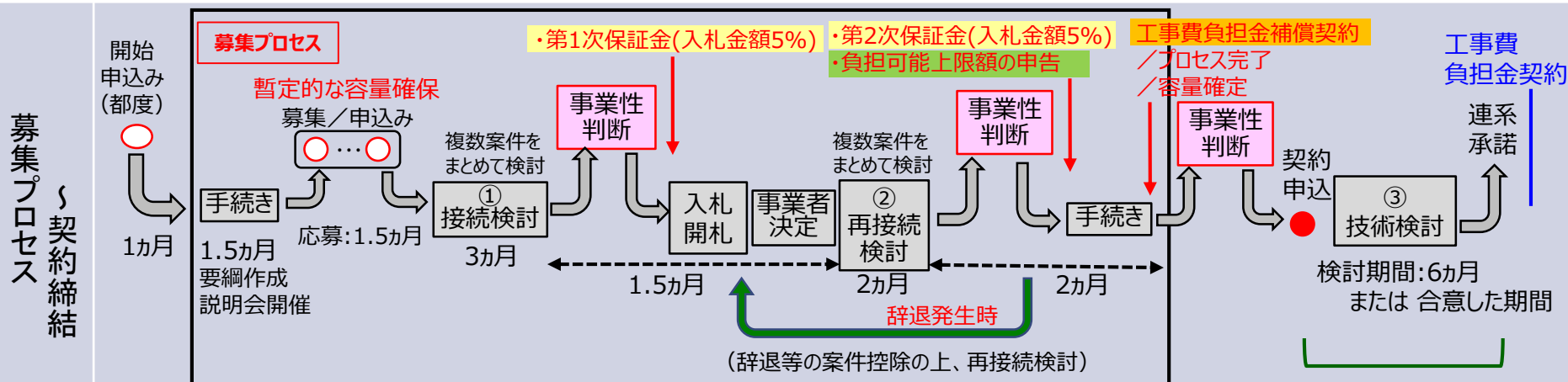
3. 一括検討

- ◆ 過去委員会（第36回）にて整理した『電源接続案件募集プロセス』（以降、募集プロセス）に関する主な課題※1について、対応方針と方策案を以下に示す。
- ◆ なお、現行募集プロセスにて導入済みで一定の効果がある方策については、新ルールにおいても引き続きルールの一部を変更の上、導入する。

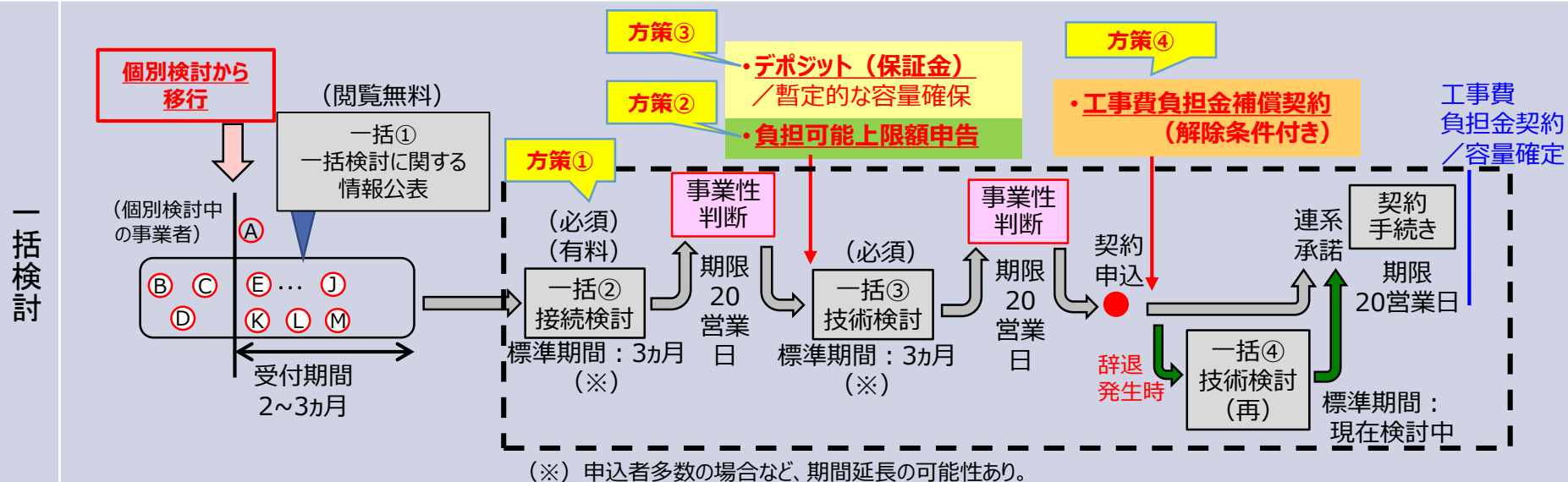
課題点※1	対応方針と方策	詳細頁
1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）	《プロセスの効率化・早期化》 検討方法の見直しを行うことで、辞退による再検討の効率化・早期化を目指す。 ➡ 【方策①】「容量按分での一元化」及び「原則同順位」 【方策②】 負担可能上限額申告の導入（一部変更して導入）	16～24
2. 辞退による他事業者への影響	《辞退者発生とそれに伴う影響の低減》 事業者辞退による他事業者への時間面及び費用面での影響の低減を図り、併せて辞退の抑止効果に繋げる。 ➡ 【方策③】 デポジット（保証金）制の導入（一部変更して導入）	25～27
3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）	《補償契約の早期締結》 契約申込み時に工事費負担金補償契約を締結することで、再検討繰り返しの低減と追加辞退の抑制に繋げ、プロセス長期化の改善を図る。 ➡ 【方策④】 工事費負担金補償契約の締結（一部変更して導入）	28～34

※1：第36回委員会整理した主な課題の項目分けを一部再整理。

現行業務フロー（募集プロセス ～ 契約締結）



アクセス検討プロセス【一括検討】 フロー(案)



3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

◆【方策①】「容量按分での一元化」及び「原則同順位」について

- 過去委員会（第36回）において、プロセスの効率化と早期化の観点から、『容量按分での一元化』及び『同順位扱い』を提案。
- 当該方策に対する過去委員会にて頂いたご意見について、以降整理を行った。

(参考) 容量按分一元化のイメージ

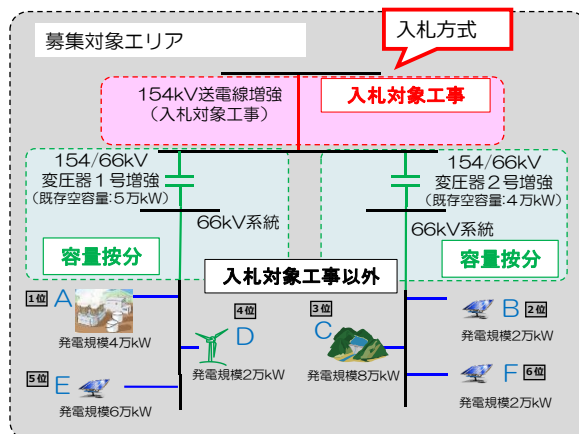
3. 一括検討の適用に向けた改善策（案）（概要）

第36回広域系統整備委員会資料より抜粋

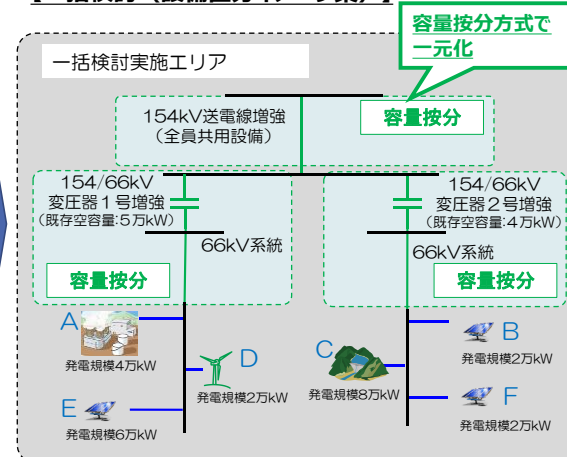
◆ 工事費負担金算定方法の見直し

- 工事費負担金算定方法を最大受電電力で按分する方式（以下、容量按分という）で一元化し、検討をスリム化することで期間短縮化を図る。また、事業者辞退時の工事費負担金再算定等を迅速化し、プロセス遅延の最小化を図る。
- これにより、入札手続きが省略でき、プロセス全体の期間短縮化にも繋がる。

【現行募集プロセス（実施イメージ）】



【一括検討（設備区分イメージ案）】



※容量按分方式の考え方（案）を次スライドに記載。

※現在詳細検討中の為、議論中の方向性を示す内容となります。

3. 一括検討

17

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

(参考) 同順位扱い（容量按分）のイメージ

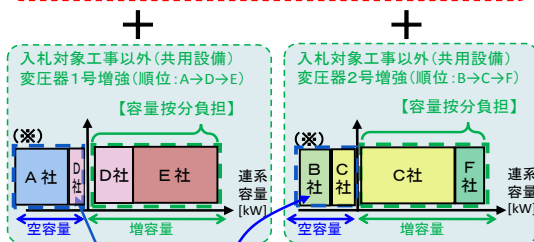
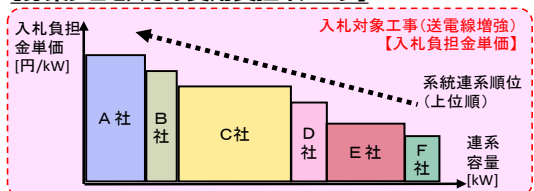
3. 一括検討の適用に向けた改善策（案）（概要）

第36回広域系統整備委員会資料より抜粋

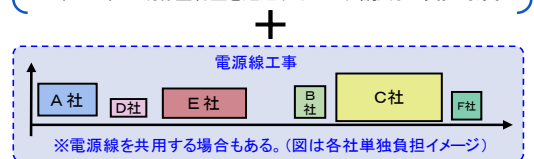
◆ 連系順位の考え方見直し

- 複数の系統連系希望者を**原則、同順位扱い**とすることで、事業者辞退時も順位に捉われることなく、**再検討の迅速化**を図ることができる。

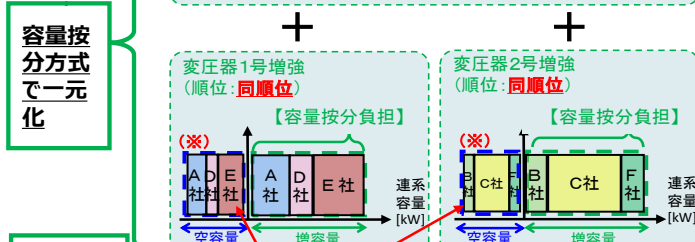
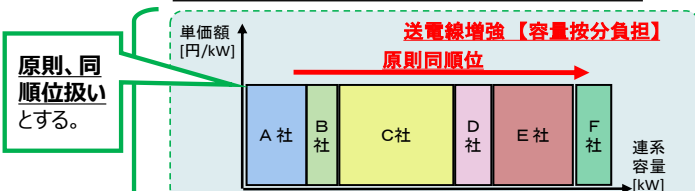
【募集プロセスでの費用負担イメージ】



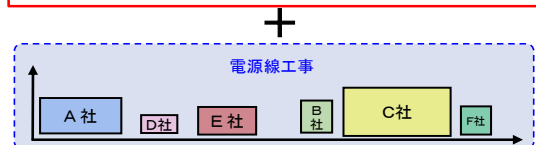
(※) 入札にて決定された系統連系順位を基に、既存空容量への連系者を決定。増強後の空容量の対象事業者で按分負担を行う。
⇒ A社及びB社は全量が既存空容量内で連系可能なため、増強分に対する費用負担無し。
⇒ C社～F社は既存空容量を超過するため、増強分の負担対象。



【一括検討エリアでの費用負担イメージ案】



(※) 原則同順位扱いとするため、既存空容量への連系についても系統連系希望者で共同利用するものとする。また超過容量分の負担についても共同利用で容量按分とする。



※現在詳細検討中の為、議論中の方向性を示す内容となります。

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

◆ 【方策①】「容量按分での一元化」及び「原則同順位」について

【第36回委員会におけるご意見】

- 「費用算定方法」に関するご意見（スライド19～20）
- 「プロセス迅速化」に関するご意見（スライド21）

ご意見を踏まえ、次頁以降で整理

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

【費用算定方法に関する過去委員会ご意見】

- 入札をやめるということで、時間短縮できるメリットはあるが、一方いろんなデメリットにも気を付けるべき。
- 入札方式は、負担能力の高い人が負担能力の低い人の分を一部支払うことで全体のプロセスが成立しやすいという要素もある。今回の同順位で、単価としては同額負担になり、評価として一律になると、**負担能力の低い人にとっては、一律にされ厳しくなり、結果的に、離脱がこれまで以上に進まないか懸念。**最悪の場合は**辞退の連鎖を引き起こす原因にもならないか。**

✓ 現行の**募集プロセスにおける「入札」**は、オークション的要素を持った入札であり、複数の系統連系希望者が落札できる仕組みであることから、**増強費用が集まり易いというメリットがある。**

✓ 入札のメリットを踏まえ、複数の増強対策に対して入札を適用した場合、以下のような懸念から、**これまで以上にプロセス成立が困難となり、不成立案件の増加や辞退者の増加、プロセス長期化に繋がる**虞がある。

- ・ 仮に、複数の増強対策を一括で入札した場合、事業者にとって自身が共用する設備以外の増強工事まで負担対象に含まれてしまうなど、費用負担の観点で懸念がある。（次頁図(a)参照）
- ・ 複数の増強対策を各々、同時に入札した場合でも、事業者は複数の入札にエントリーする必要があり、適切な事業性判断が難しく、且つすべての入札で同時成立が必要不可欠となる。（次頁図(b)参照）

➤ **「容量按分方式」での一元化を志向することで、効率化・早期化に繋げるだけでなく、現行の募集プロセスと比べて事業者にとっても算出方法が簡素化されることで投資判断が容易になる。**

➤ なお、「容量按分一元化」を志向するため、アクセス検討プロセスでは負担可能上限額に基づいた「デポジット」や「工事費負担金補償契約」とする新たなルール設計を行う。詳細は後述参照。

3. 一括検討

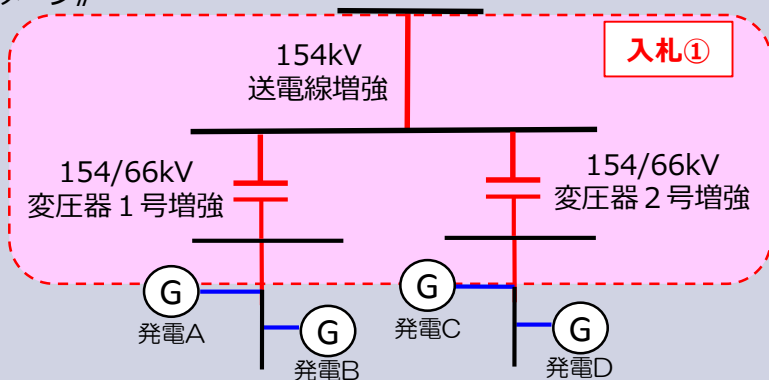
(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

20

(参考) 入札での一元化イメージと懸念点

(a) 一括入札イメージ

《イメージ》

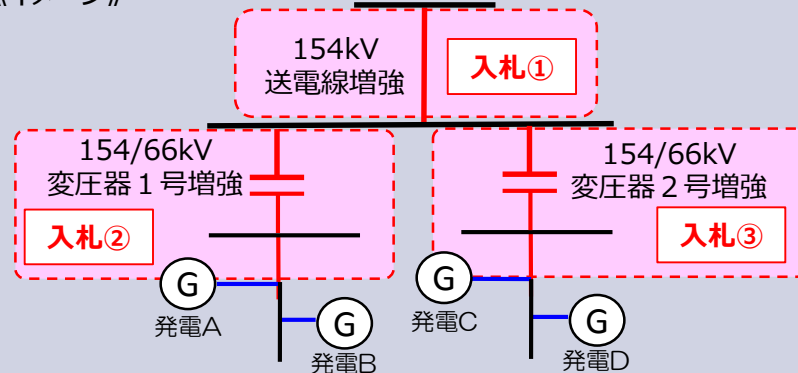


対象設備	共用事業者	入札	入札対象者
154kV送電線	A、B、C、D	入札①	A、B、C、D
154/66kV変圧器 1 号	A、B		A、B、 C、D
154/66kV変圧器 2 号	C、D		A、B、 C、D

《懸念点》一括した入札であるため、共用設備以外の設備への入札（費用負担）を要する。

(b) 複数同時入札イメージ

《イメージ》



対象設備	共用事業者	入札	入札対象者
154kV送電線	A、B、C、D	入札①	A、B、C、D
154/66kV変圧器 1 号	A、B	入札②	A、B
154/66kV変圧器 2 号	C、D	入札③	C、D

《懸念点》共用設備への入札になるが、複数の入札（①～③）の同時実施が必要であり、すべての成立が必要となる。

✓ プロセス成立が難しく、不成立案件の増加や辞退者の増加、プロセスの長期化が懸念される。

3. 一括検討

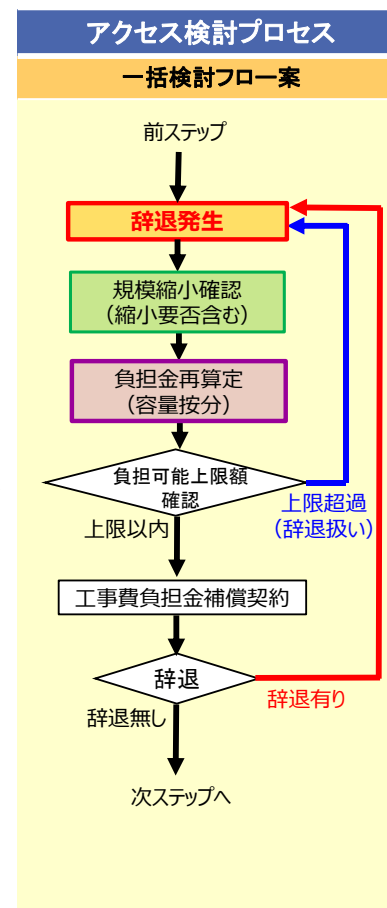
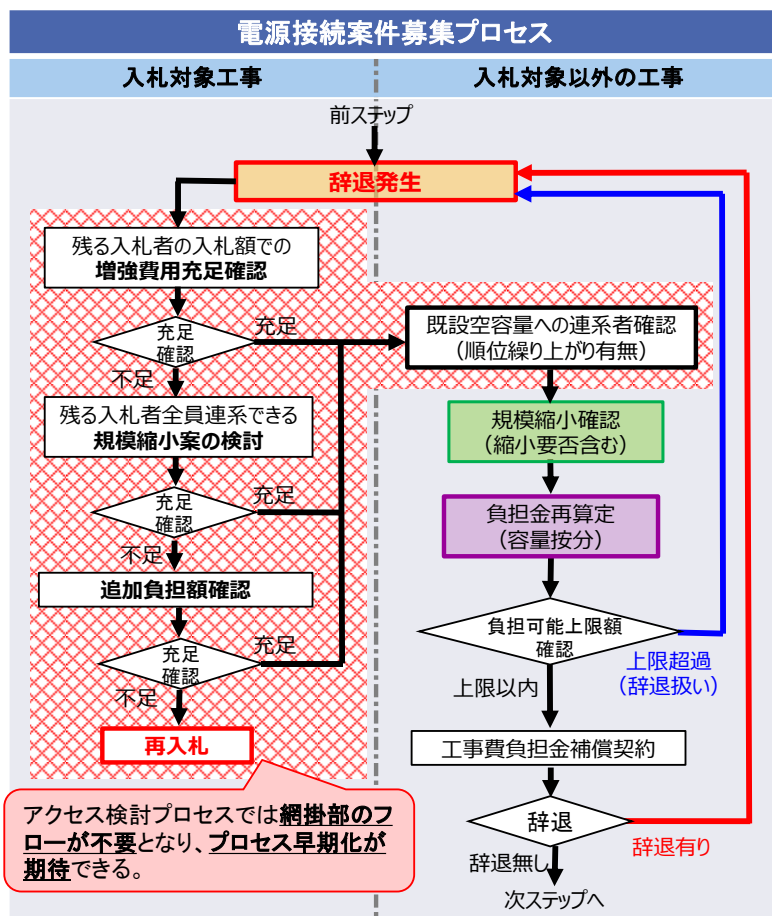
(課題「1. プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）」に対する方策検討)

21

【プロセス迅速化に関する過去委員会ご意見】

- 再計算の迅速化が、どれほど効果があるかがよくわからない。今回案によって再計算が劇的に迅速化されるのか、少し疑問である。

- ◆ 容量按分方式で一元化し、原則同順位とすることで、**募集プロセスで行っていた入札対象工事の充足確認及び順位再確認（下図の網掛け部）が不要となり、プロセス早期化（円滑化）が期待**できる。



◆【方策②】負担可能上限額申告 について

【一次スクリーニング導入に関する過去委員会ご意見】

- 事業確度が高い人から低い人までを集めて1から10までプロセスを進めようとするから時間がかかっているのではないか。
- 事業者にとって一番予測できないのは負担金であり、『負担できる上限はここまで』ということは明確に出るのではないか。
- （接続の負担金が）負担（できる上限）を大きく飛び出している人とかを見極めて、一次スクリーニングで切って、「これでもまだ続けますか」というプロセスを1回入れることで、1～10までプロセスをやらずに済むのではないか。

【現状】

- ✓ 現行募集プロセスでは、プロセス遅延対策（プロセス完了の早期化）として、「負担可能上限額の申告」を導入している。
- ✓ 「負担可能上限額」の導入により、都度の共同負担意思確認を省略することで、プロセスの早期化を図っている。
- ✓ 但し、「負担可能上限額」は、入札対象工事以外の工事負担金を対象となっているため、入札対象工事に対する出資検討とは別途検討（入札対象工事以外の事業性判断）が必要となる。

上記に対する方策案を次スライドに示す。

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

23

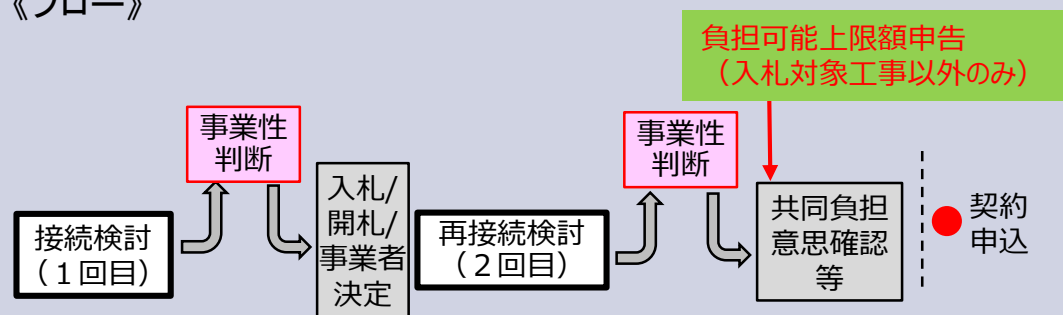
【方策②】 負担可能上限額申告について

- アクセス検討プロセス (一括検討) でも「負担可能上限額申告」を引き続き導入し、プロセスの早期化を図る。 なお、アクセス検討プロセスでは容量按分で一元化するため、負担対象となる設備全体に対しての負担可能上限額となる。

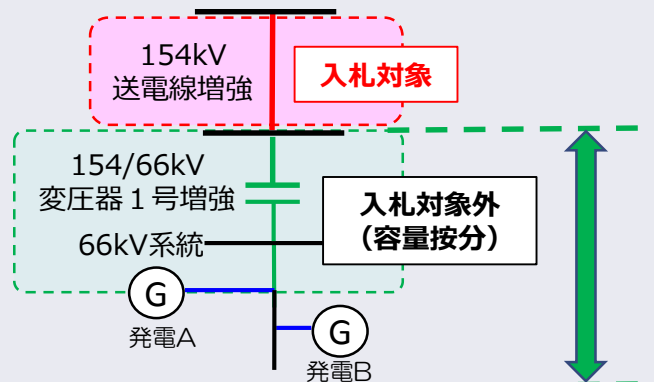
【負担可能上限額申告の適用イメージ】

電源接続案件募集プロセス

《フロー》

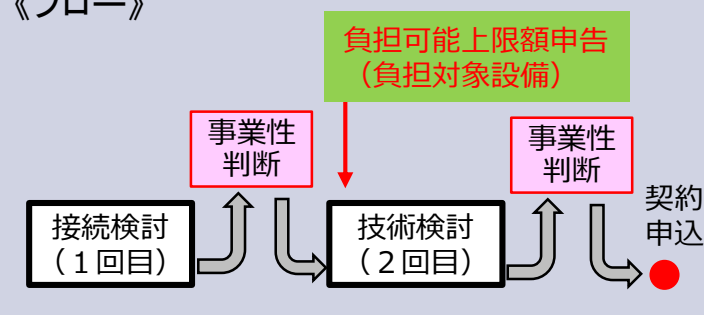


《イメージ》

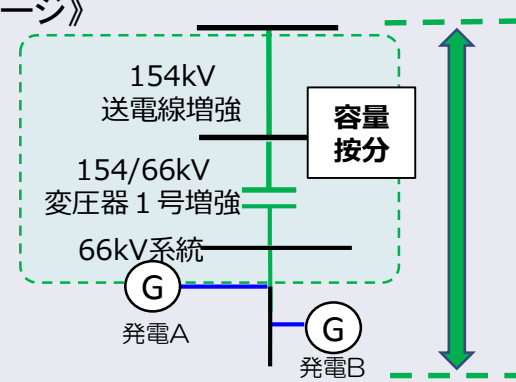


一括検討への適用イメージ

《フロー》



《イメージ》

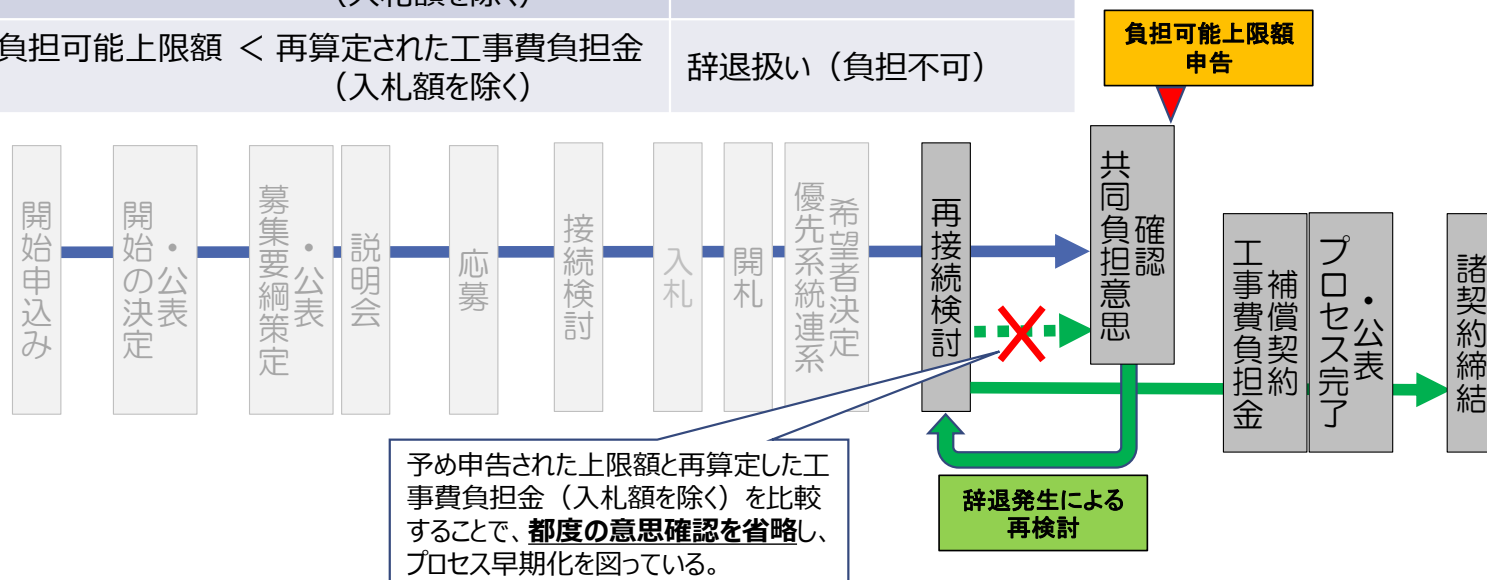


(参考) 電源接続案件募集プロセスの概要

【負担可能上限額の申告（プロセス完了の早期化対策）】

- 辞退が発生した場合、再度検討、工事費負担金算定を行い、共同負担意思の確認を行うこととなる。その場合、都度の意思確認に時間を要し、プロセスの大幅な遅延に繋がる。
- そのため、現行募集プロセスにおいては、事業性等から許容される入札額を除く工事費負担金の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき、再接続検討結果の工事費負担金（入札額を除く）との比較を行うことで、都度の共同負担意思確認を省略し、プロセス完了の早期化を図ることとしている。

上限額と工事費負担金との比較	事業意思の扱い
負担可能上限額 ≥ 再算定された工事費負担金 (入札額を除く)	負担可能（負担意思あり）
負担可能上限額 < 再算定された工事費負担金 (入札額を除く)	辞退扱い（負担不可）



◆【方策③】デポジット（保証金）制の導入 について

【現状】

- ✓ 現行の募集プロセスでは、事業者の辞退に伴うプロセス遅延抑制と他事業者への影響低減の観点から、第1次保証金・第2次保証金として、各々、入札対象工事の負担額に対する5%を支払いただく仕組みとしている。

【第36回委員会におけるご意見】

- 辞退者の未然防止を目的としたデポジット制の導入は効果があると思う。
- 負担がいくらになるのかわからないのにデポジットを置かなければならないので、どの程度のデポジットにするのか、その合理性をどう考えるか等、もう少し検討が必要ではないか。

上記に対する方策案を次スライドに示す。

3. 一括検討

(課題「2. 辞退による他事業者への影響」に対する方策検討)

26

【方策③】 デポジット（保証金） 制の導入

- 辞退による影響低減の観点から、アクセス検討プロセスにおいても、現行募集プロセスの「保証金」ルールの一部を変更し、引き続き導入する。

◆変更点1：デポジット対象の拡大

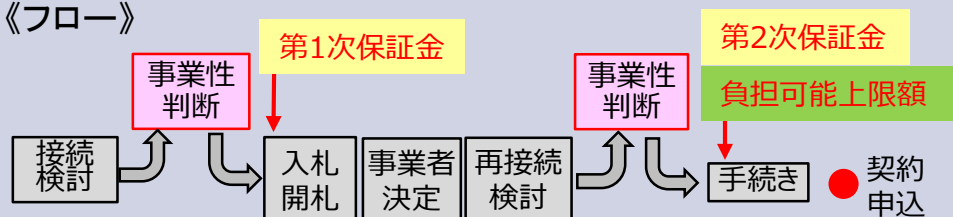
- ✓ デポジット（保証金）として負担対象となる共用設備全体に課す仕組みとする。

◆変更点2：デポジット額の設定

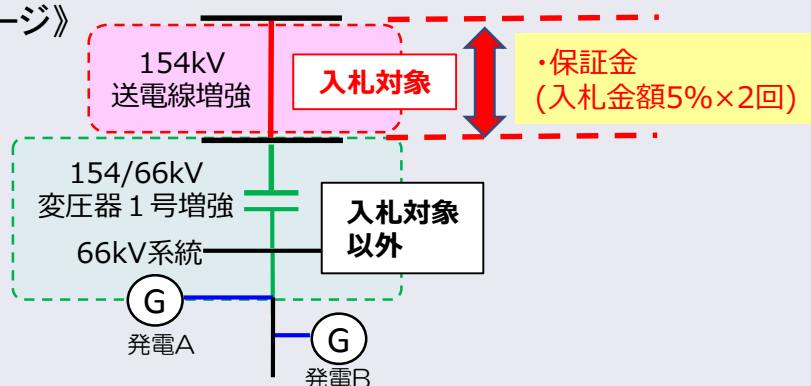
- ✓ 負担可能上限額をベースとした一定割合の金額とし、その割合については現在検討中。

電源接続案件募集プロセス

《フロー》

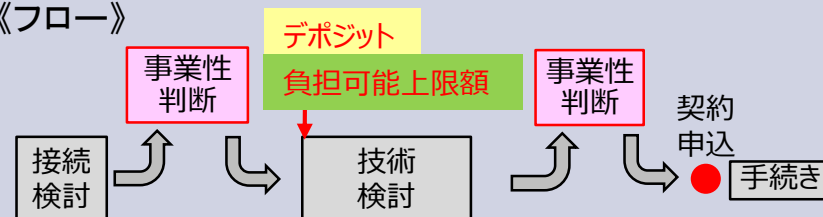


《イメージ》

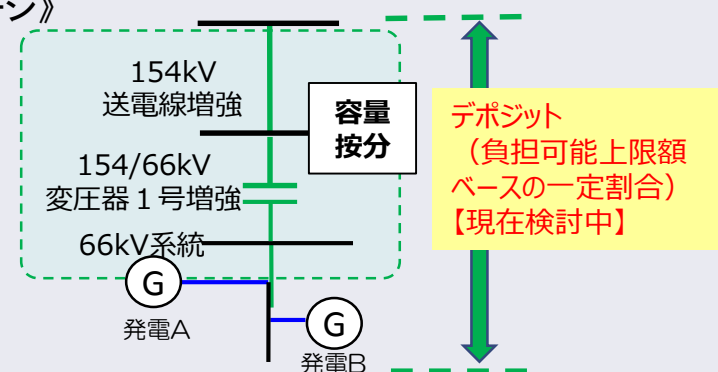


一括検討への適用イメージ

《フロー》



《イメージ》



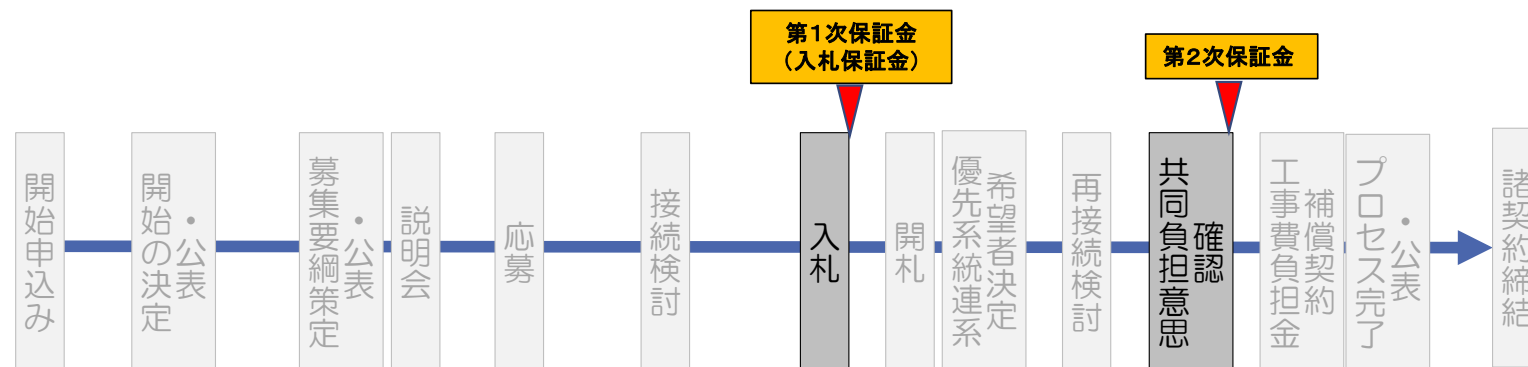
(参考) 電源接続案件募集プロセスの概要

【保証金申受け（辞退に伴うリスクの低減）】

- 募集プロセスでは複数の系統連系希望者で増強費用を共同負担することが目的であるため、入札以降、プロセスを辞退する優先系統連系希望者が発生した場合、プロセス不成立となるリスクが高まる他、工事費負担金の再算定によるプロセスの遅延が生じ、他の優先系統連系希望者の不利益となる。現行プロセスにおいては、これら**辞退に伴うリスクを低減する観点から、『保証金』を申し受けるルール**としている。

	申受タイミング	対象者	目的	保証額
第1次保証金 (入札保証金)	入札時	入札者	入札結果を受け、共同負担意思を示さず辞退した場合の入札不成立・プロセス遅延となるリスク低減	入札負担金単価[円/kW]× 最大受電電力[kW]×5%
第2次保証金	共同負担意思表明時	優先系統連系希望者	共同負担意思表明後、プロセス完了までに辞退した場合の入札不成立・プロセス遅延となるリスク低減	第1次保証金と同額

※第2次保証金の導入は、2017年3月以降に策定した募集要綱が対象。



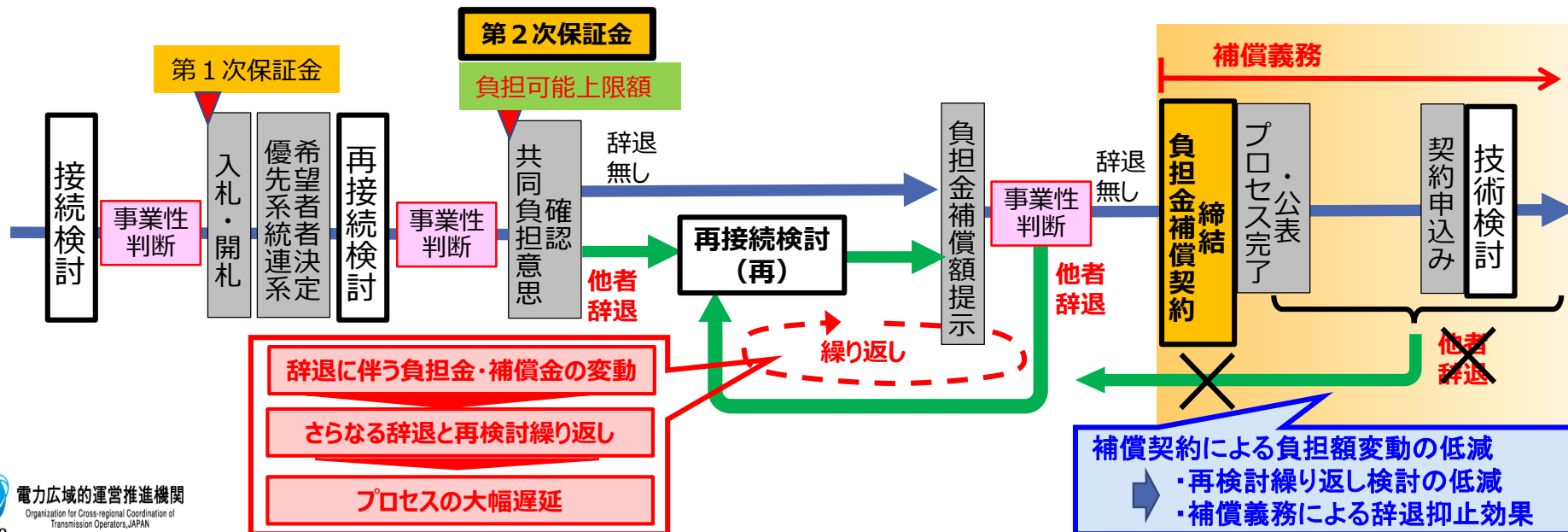
✓ 現行募集プロセスでは、共同負担意思確認後の**辞退に伴う他者への影響低減対策として、『第2次保証金』及び『工事費負担金補償契約（以降、補償契約）※』を導入している。**

- ・『第2次保証金』…プロセス“**実施中**”の辞退低減対策
- ・『工事費負担金補償契約』…プロセス“**完了後**”の辞退による繰り返し検討対策

- ✓ 一方、第2次保証金支払後においても**補償契約締結直前で辞退が発生**しており、それに伴う再検討とさらなる追加辞退による再検討繰り返しが、**プロセス長期化の要因**となっている。
- ✓ 過去に行ったアンケートにおいても、この辞退による**プロセス長期化に対して事業者より問題提起**されており、**改善要望の声が挙がっている**状況。

(※)『工事費負担金補償契約』：自己都合による辞退時には共用予定であった他者への影響分（増強費用）を補償する義務を負う契約。

【現行募集プロセスでの再検討繰り返しと低減対策】



3. 一括検討

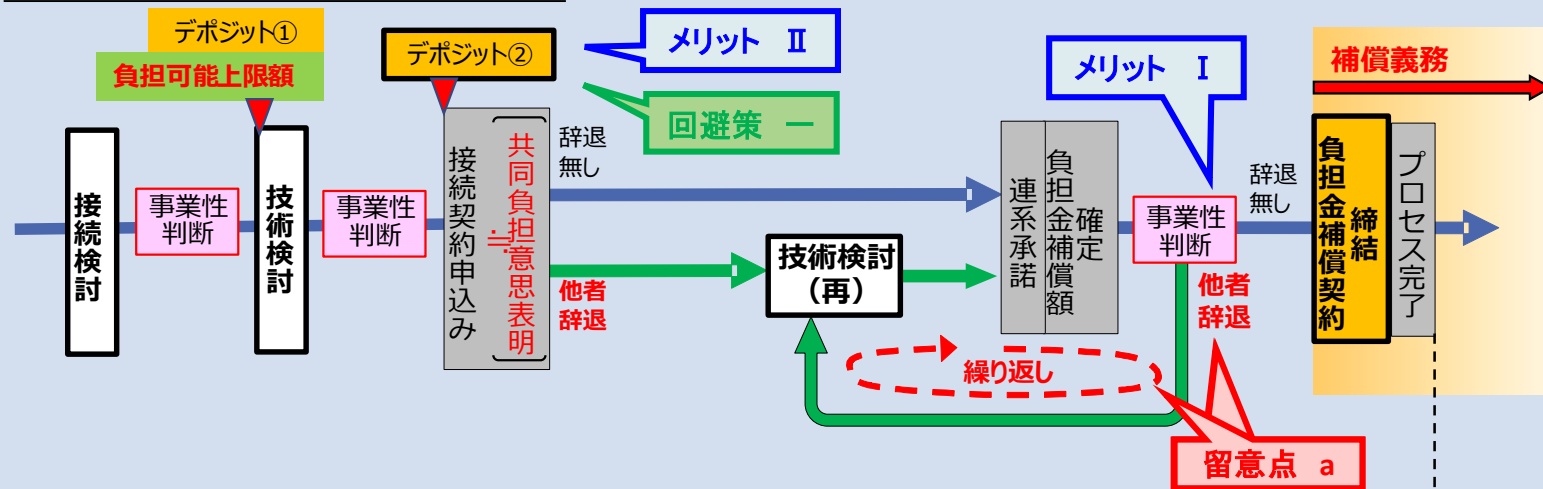
(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

29

対策イメージ

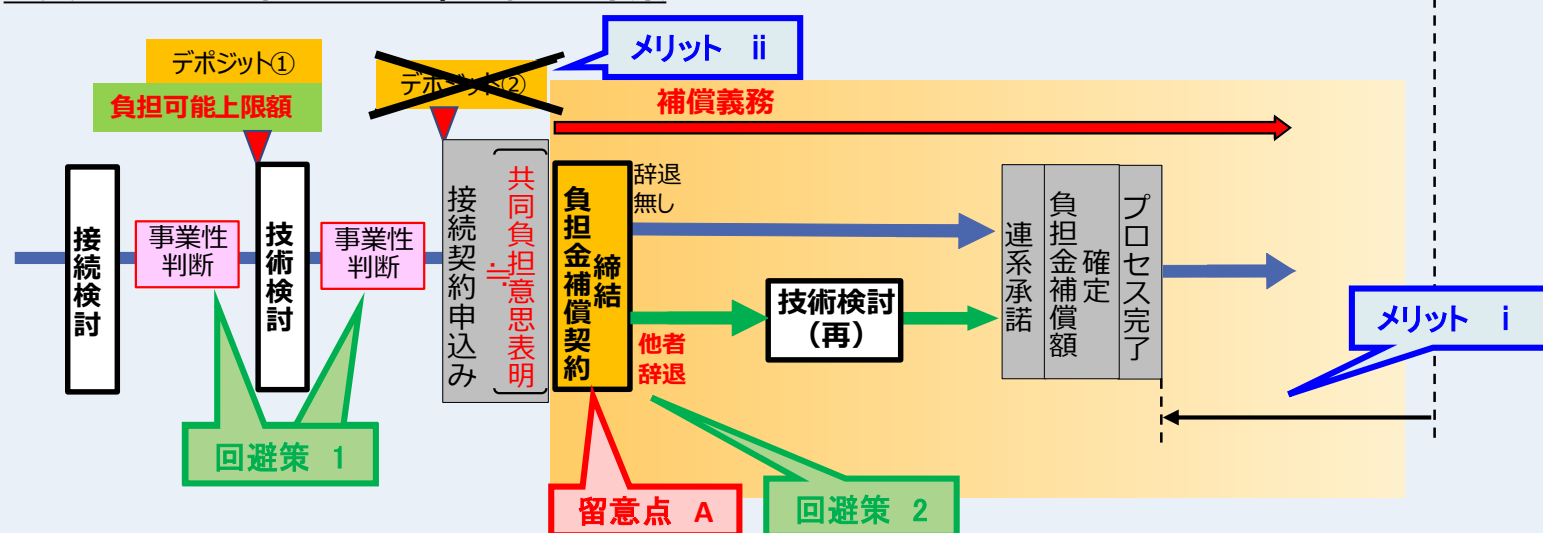
◆現行募集プロセスベースでの対策案

案1
(デポジット②設定)



◆負担金補償契約の早期締結による対策案

案2
(補償契約の早期締結)



3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

	案 1（デポジット②設定）	案 2（補償契約の早期締結）
メリット	I. 工事費負担金確定後に事業者の最終的な事業性判断が可能となる。 II. 2回目のデポジット（案2と比べてデポジットの総額が高くなる）を導入することで、一定の辞退の抑制が期待できる。	i. 接続契約申込後の辞退の抑止効果があり、事業者都合の辞退による繰返しが防止できることから、事業者ニーズでもあるプロセスの短期化が図れる。 ii. 案1と比較し、手続きに必要なデポジットが少ない。
留意点	a. 参加条件が厳しくなるものの、辞退の繰返しを防止することができず、プロセスが長期化する懸念がある。（募集プロセスの実績より）	A) 補償契約が工事費負担金確定前であるため、補償金額が未定のまま、事業者自らが申告した負担可能上限額を限度とした補償契約を締結する必要がある。
留意点の回避策	一. デポジットの金額の低減。（参加条件が緩和されるため、繰返しの可能性はさらに高まる。）	1. 接続検討回答時および技術検討回答時の提示情報の充実（提示内容は現在検討中）と組み合わせることにより留意点によるリスクは回避できるのではないか。 2. 当事者の責によらず工事費が負担可能上限額を超過した場合、補償契約を解除できるようにすることで、事業者リスクを限定的にできるのではないか。

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

- 現行の募集プロセスをベースとした案1（デポジット②設定）は、補償契約時の辞退を防止することができないため、再検討（繰り返し）による長期化が回避できない。
- 一方、案2（補償契約の早期締結）は、負担可能上限額を限度とした補償契約を早期に契約する必要があるが、再検討（繰り返し）によるプロセスの長期化は回避できる。
- 案2（補償契約の早期締結）は、事業者の事業性判断を早めることになるうえ、負担金が確定しない中で負担可能上限額を限度に負担する契約となるが、次項のB)、C)を追加し、事業者の事業性判断において無理が生じないようにした上で、案2（補償契約の早期締結）を一括検討の基本ルールとしたい。

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

【方策④】 工事費負担金補償契約の締結

➤ アクセス検討プロセスにて再検討の繰り返し防止策として、前述の『補償契約の早期締結』を導入する。

A) 接続契約申込み時点での補償契約締結

- ✓『接続契約申込み≡共同負担意思表示』と位置付け、**接続契約申込み時に補償契約を締結**。
- ✓一部の事業者が辞退した場合でも、**残る事業者で補償契約を締結し、補償義務が発効された中での再検討実施**。

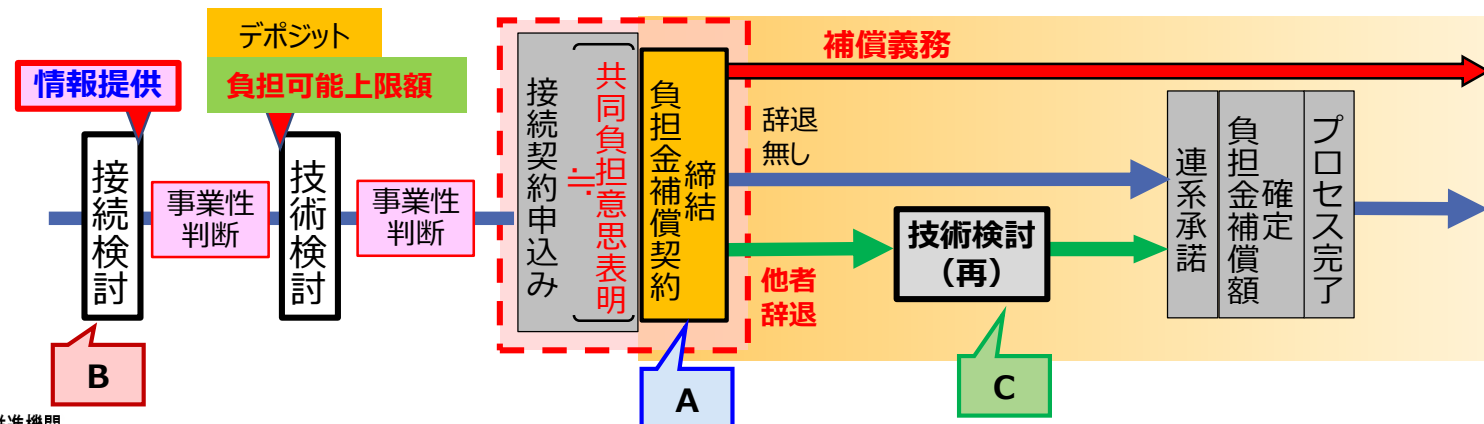
B) 接続検討回答時の情報提供の充実

- ✓**正しい事業性判断のもと負担可能上限額を申告できるよう、接続検討回答時の情報提供の充実に図る**。(今後詳細検討予定)

C) 『解除条件』ルールの設定

- ✓プロセス完了までの他事業者辞退に伴って費用変動が生じたことで**負担可能上限額を超過し、辞退扱いとなった場合には、補償契約（補償義務）を解除**する条件を設ける。

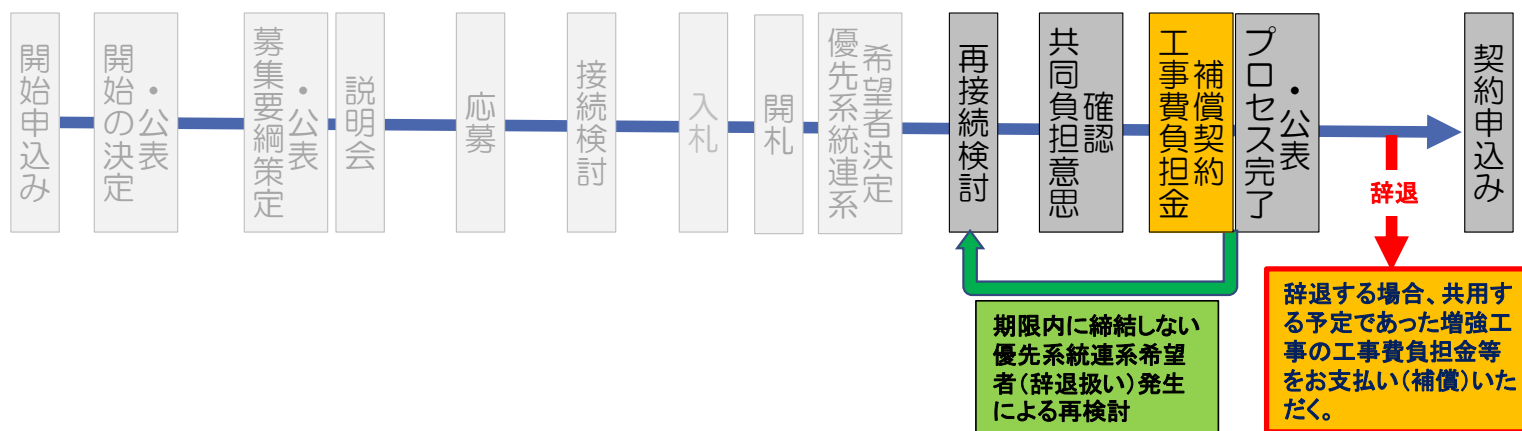
【アクセス検討プロセス（一括検討）での補償契約の早期締結イメージ】



(参考) 電源接続案件募集プロセスの概要

【工事費負担金補償契約（辞退に伴うリスクの低減）】

- 募集プロセスの完了以降に辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行って、プロセス辞退者の負担分を他の優先系統連系希望者が負担する仕組みとすると、辞退者が更に辞退者を発生させ、工事費負担金再算定を繰り返すことにつながり、結果的に優先系統連系希望者の連系時期が遅延することになる。
- そのため、現行募集プロセスではプロセス完了に際し、『**工事費負担金補償契約**』として完了以降の辞退時には共用する予定であった増強工事の費用を負担（補償）する契約を一般送配電事業者と優先系統連系希望者の間で締結することとしている。
- 工事費負担金確定から、原則として、**10営業日以内に締結**。（期限内に締結しない場合は辞退扱い。再検討実施）



【プロセス完了】

- 一般送配電事業者と**全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約が締結**された場合、募集プロセスが成立としたものとして、同**プロセス完了**とする。

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

34

[参考]

第29回広域系統整備委員会資料P55

55

PJMの連系申込電源の公開(Generation Queues: Active)

- PJMでは1997年から現在まで行ってきた接続検討の内容の公開を行っている。
- Generation Queuesでは申込期間毎に電源の最大出力、燃種等の情報の他、各種検討結果の情報がまとめられ、基本的に全て公開されている。(例えば、2016年の上期に申し込まれたものであればAC1に、2016年度下期に申し込まれたものであればAC2に集約)
- 自身の申込期間中における他電源の検討状況や連系順位等を知ることができる。

Export: XLS XML

Fuel Type: All Status: All State: All

Showing 1 - 50 of 120

Queue	AQ	Queue Date	PJM Substation	MW	MW In Svc	MWC	MWE	Stat	Feas	Imp	Fac	ISA/ WMPA	CSA	St	Projected In Service	Fuel
AC1-059		9.13.2016	Desoto-Tanners Creek 345kV	300		39	300							IN	2018 Q4	
AC1-060		9.20.2016	Providence Forge 34.5kV	24	0	2.5	0							VA	2017 Q2	
AC1-061		9.20.2016	Locks 34.5kV	3	0	0.2	0							VA	2017 Q2	
AC1-062		9.20.2016	Jetersville 34.5kV	16		1.9	0							VA	2i	
AC1-063		9.20.2016	Shackleford 34.5kV	14		2.2	0							VA	2i	
AC1-064		9.20.2016	Route 16 34.5kV	15	1.1	1.1	1.1							PA	2i	
AC1-065		9.20.2016	Harmony Village-Shackleford 11 5kV	50		19	50							VA	2i	
AC1-067		9.21.2016	Davis Creek-Burnham	1254		1092	1254							IL	2i	
AC1-068		9.26.2016	Atlanta 69kV I	49.9		34	49.9							OH	2i	
AC1-069		9.26.2016	Atlanta 69kV II	49.9		34	49.9							OH	2i	
AC1-071		9.28.2016	Paupack-Lackawanna 230kV	67.3		8.74	67.25							PA	2i	
AC1-072		9.28.2016	Segreto (Covert) 345kV	1055		20	20							MI	2i	
AC1-073		9.28.2016	Laurel Mountain	141.3		5.8	16.3							WV	2i	
AC1-074		9.29.2016	Jacksonville 138kV	80		56	80							KY	2i	

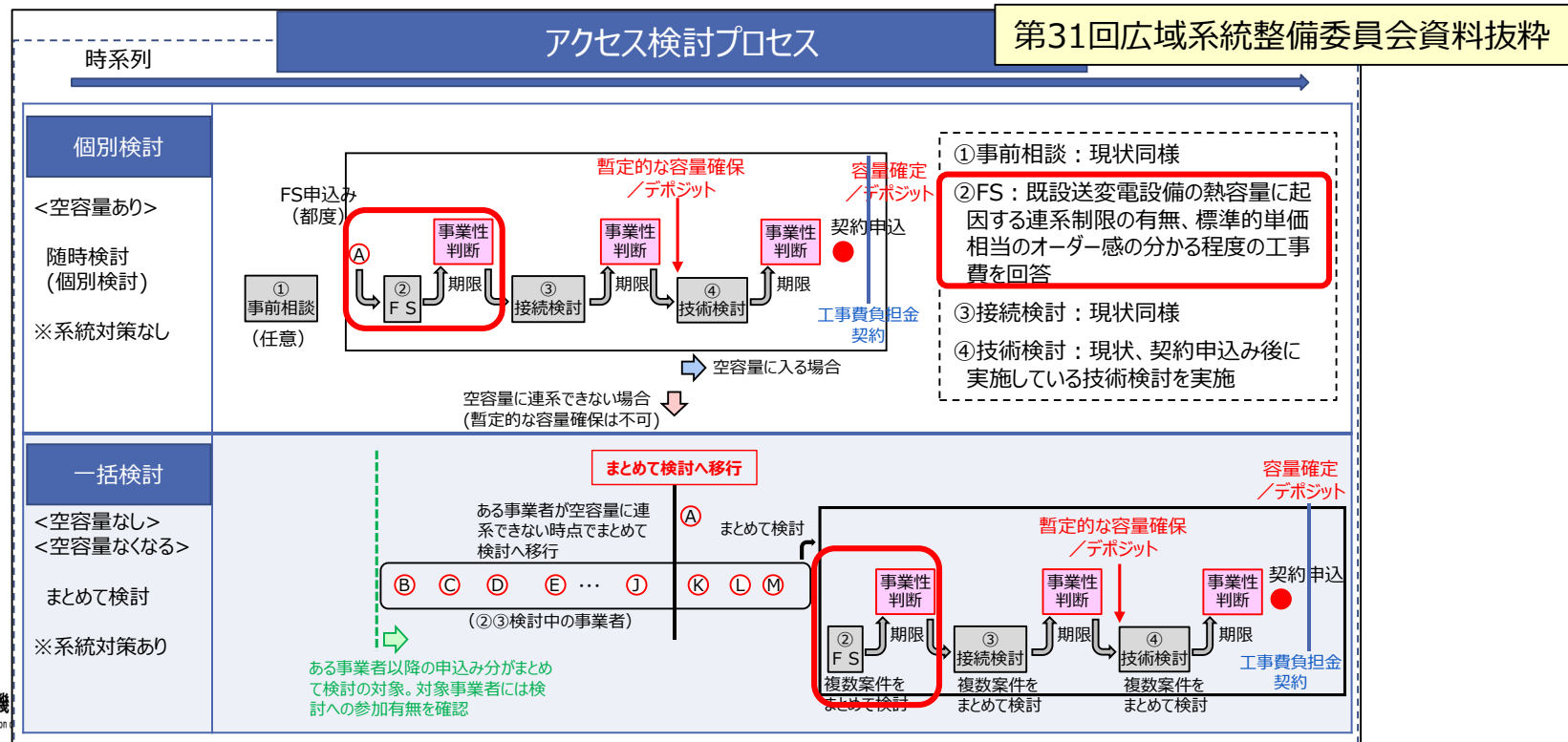
Legend

- = 進行中
- 📄 = 検討中
- 🔄 = 代替連系
- 🟢 = Yスクリーンの合格
- = 資料投稿済み
- 💡 = 一部運転
- 🟡 = 中間報告
- 💡 = 運転
- 📄 = 卸売市場参加契約
- ⚠ = 停止
- ⊗ = 検討不要
- 🔧 = 建設中
- 👤 = 技術/企画

4. 事業性判断の早期化対応について

【検討ステップ新設の提案（第31回広域系統整備委員会）】

- 2017年10月に事業者ニーズを調査した結果、「工事費負担金・工期を想定できないと事業性の判断する情報としては不十分であり、事前相談時に概算値を出して欲しい」という意見があった。
- このため、検討ステップを細分化し、**早期に事業判断ができるポイント**を設ける観点から、**事業可能性調査（FS:フイージビリティスタディ）に資する検討ステップの新設を提案した。**
- 具体的な回答内容は、『熱容量に起因する連系制限の有無』や『標準的単価相当のオーダー感の分かる程度の工事費』などの概算情報を想定。



【検討ステップ新設にあたっての課題】

- ✓ アクセス検討のベースとなる検討（送電ルートや増強規模の選定など）には相応の時間を要する。
 - ⇒ 短期間での概算検討とする場合、現行ルール「事前相談」と同様、**直線距離ベースでの簡易検討と空容量の有無確認レベルの回答とならざるを得ない。**

【方向性】

- 現行の『事前相談』（無料）の仕組みがある中、新たな簡易検討ステップ（F S）を設けるメリットがないため、**既存の公開情報の充実を図ることとする。**

アクセス検討プロセス（個別検討／一括検討）における具体的対応を以降に示す。

◆ 個別検討での対応について

【現状と課題】

- ✓ 『事前相談』にて、熱容量面から評価した「連系制限の有無」と連系点までの「直線距離」を情報提供。
- ✓ 広域機関HPにて、過去の工事实績に基づく『標準的な単価』を公表。
- ✓ 現在の「標準的な単価」は、多様な条件の工事を想定したものであり、単価の幅が広く、活用しづらい。

【方策案】 公開情報の充実（標準的な単価の精度向上）

- 事業予見性に資する情報提供（事前相談、及び標準的な単価の公表）を今後も継続実施。
- 加えて、「標準的な単価」の精度向上（単価幅の細分化）を図るなど、早期の事業性判断に資する情報提供に努める。

4. 事業性判断の早期化対応について

◆ 一括検討での対応について

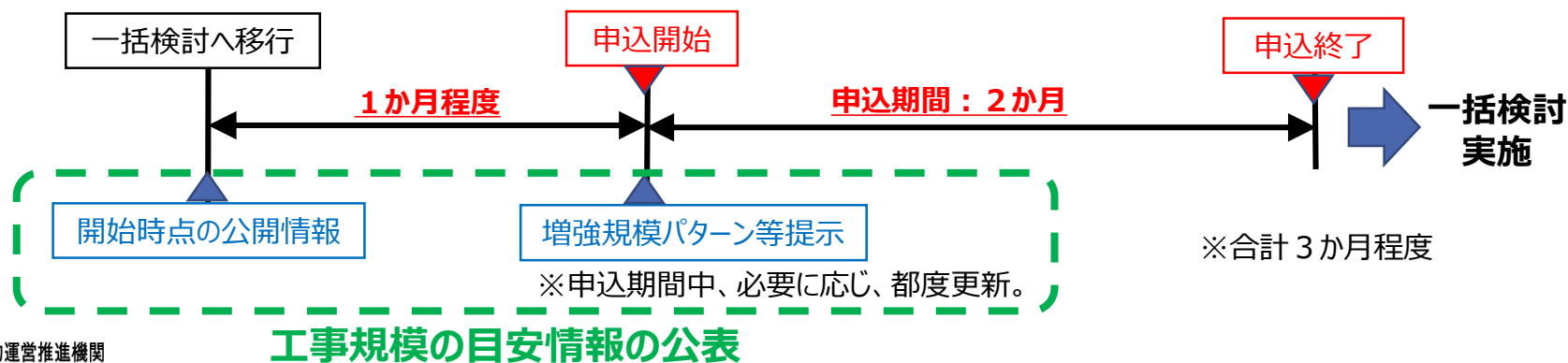
【現状と課題】

- ✓ 募集プロセスにおいては、案件毎の要綱作成や説明会の開催にて、事業者に対し情報提供。
- ✓ 応募に至るまでの事前情報提供に相応の時間を要している状況。

【方策案】 公開情報の充実（想定される増強規模・工事費・工期等の公表）

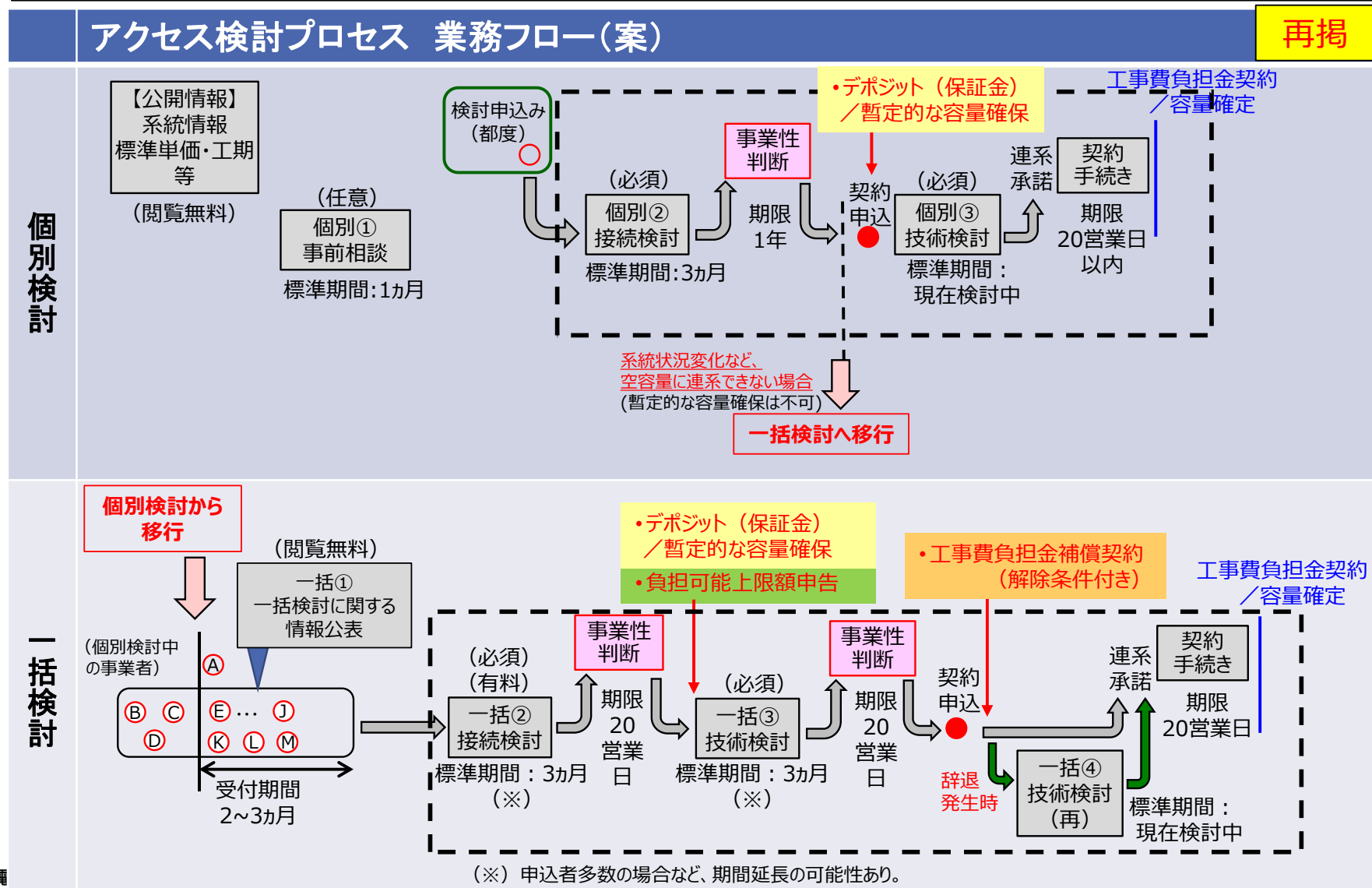
- 一括検討では、申込み判断に資する公開情報の充実を図り、事業性判断の予見性確保を目指す。
- 具体的には、一括検討開始時点及び開始後 1 ヶ月程度を目途に、想定される増強規模パターンや概算工事費、概算工期等の工事規模の目安情報を公表し、事業予見性向上につなげる。
- また、申込期間中に想定以上に申込量が多く、増強対策の拡大が見込まれる場合などには必要に応じ、都度更新を行い、適切な事業性判断に資する公開情報の充実に努める。

【公開情報及び申込期間のイメージ】



5. まとめ（アクセス検討プロセス フロー案）

- 実務を踏まえた前項までの各検討を踏まえ、以下の形でアクセス検討プロセスを導入することとしたい。



6. 今後の検討スケジュールについて

6. 今後の検討スケジュールについて

- ✓ 約款等の見直しが必要となる可能性があることから、関係個所との協議も並行して進める。
- ✓ 必要に応じて、詳細ルール策定前に事業者ヒアリングを実施する。

		2018年度				2019年度				2020 年度中	
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q		
広域系統 整備委員会		半期に1回程度 審議								実施	
作業会	アクセス 検討プ ロセスの 具体化	・現行ルールの課題整理 ・検討方法整理(期間、内容、検討料等)									
		・全体的な業務フロー整理 ・関係様式整理 ほか									
	公開 情報の 充実	・空容量マップの改善整理（都度対応） ・検討状況等情報の公開整理				▶▶▶▶▶					
		・システム対応に向けた スケジュール整理									
規程類 見直し (広域機関ル ール、託送供給等 約款)						関係箇所調整 / パブコメ / 文案作成・修正					実施準備
事業者周知						説明会、HP周知 など (広域、一送 それぞれ)					

(参 考)

参考． 現行の検討スキームにおける課題点の整理

個別検討ステップの課題整理

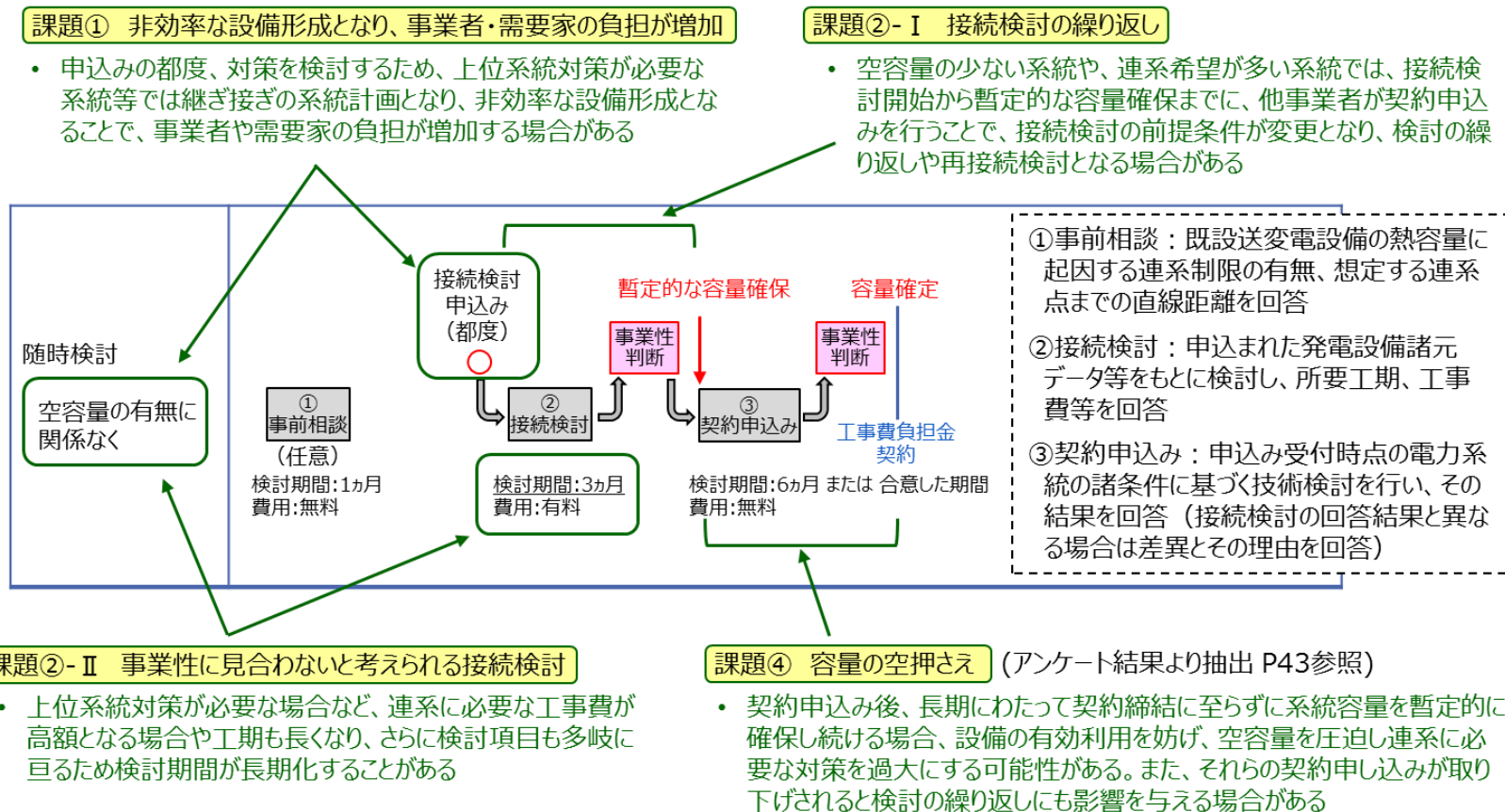
第29回広域系統整備委員会資料より抜粋

1. 対策の方向性検討・整理 (1) 系統アクセス業務

現行の検討スキーム・検討方法（個別の検討ステップにおける課題整理）

- 現行ルールにおいて顕在化しつつある課題を、アンケートの結果も踏まえて、現行の検討ステップと共に整理すると以下のとおり。

時系列



参考． 現行の検討スキームにおける課題点の整理

電源接続案件募集プロセスの課題整理

第29回広域系統整備委員会資料より抜粋

1. 対策の方向性検討・整理 (1) 系統アクセス業務 現行の検討スキーム・検討方法（募集プロセスの検討ステップにおける課題整理）

課題① 非効率な設備形成となり、事業者・需要家の負担が増加

- 募集プロセスの開始判断が難しい

課題③ 意思確認時等の辞退による手戻り

- 意思確認(事業性判断)時等プロセスの途中段階で、辞退等が発生した場合、再度、事業者選定のステップに戻ることから、プロセス全体が遅延し、それが連鎖すると参加する他の事業者に対し影響を与える場合がある。

